新型コロナウイルス感染症対策本部 (第 14 回)

日時:令和2年2月26日(水)

12 時 10 分~12 時 25 分

場所:官邸4階大会議室

議事次第

- 1. 開 会
- 2. 議事
 - (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3. 閉 会

(配布資料)

資料 1 厚生労働省提出資料

資料 2 国家安全保障局提出資料

新型コロナウィルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年2月26日(水) 厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年2月25日18時時点

	中国	香港	マカオ	日 本※1	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	77658	81	10	164	833	30	90	1	35	16
死亡者数	2663	2	0	1	7	1	0	0	0	0

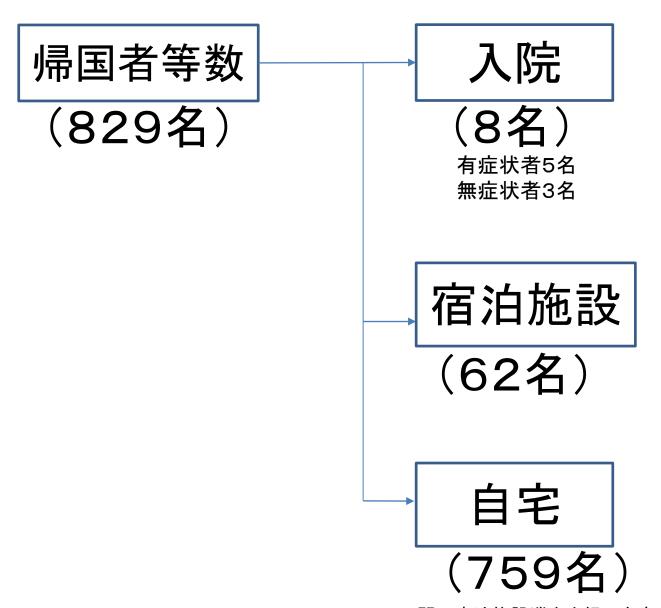
	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジ ア	スリラン カ	UAE	フィン ランド	フィリピン
患者数	22	22	35	10	12	16	1	1	13	1	3
死亡者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェー デン	スペイン	ベルギー	エジプト	イラン	イスラエ ル	レバノン
患者数	3	229	13	2	1	2	1	1	61	2	1
死亡者数	0	6	0	0	0	0	0	0	12	0	0

	クウェート	パーレーン	オマーン	アフガニスタン	イラク	その他※2	合計
患者数	3	1	2	1	1	691	80069
死亡者数	0	0	0	0	0	4	2698

- ※1 うち17例は無症状病原体保有者(症状はないが、検査が陽性となった者)
- ※2 国際輸送案件として、日本において、クルーズ船の乗員乗客のうち、691例が陽性と確認された件
- ●我が国では、1月15日以降、現在までに有症状139例、無症状16例、陽性確定者1例(詳細調査中)が確認された。国内での感染が否定できない例として、A-6(国内6例目)は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、A-8(国内8例目)は当該バスのガイドとして業務に従事。A-12(国内13例目)の方もA-6(国内6例目)の方の運転するバスにガイドとして乗車。A-16(国内21例目)については、勤務先で中国からの観光客(1日300人程度)を接客しており、本人は、湖北省から来日したと思われる観光客も含まれていたと話している。A-17(国内26例目)はダイヤモンドプリンセス号の検疫業務に従事していた検疫官。このほかの発生状況の詳細については調査中。

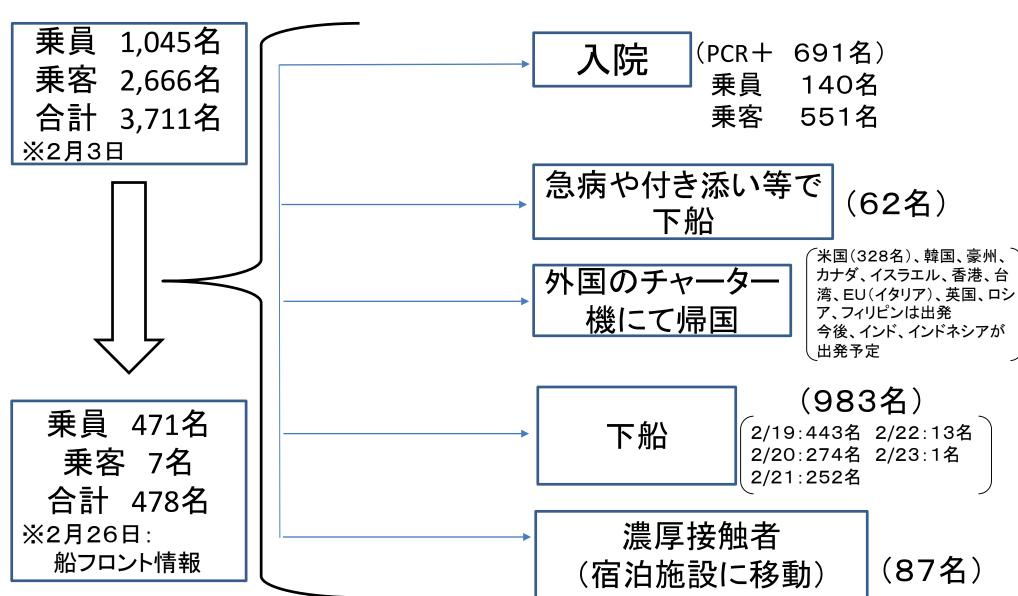
武漢等からの帰国者等の現在の滞在場所(2月25日18:00現在)



14日間の宿泊施設滞在を経て自宅に帰宅した者は747名残る12名については2/15付けでフォローアップ期間終了

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の現在の状況

2月26日(水)6:00時点



新型コロナウイルス感染症 クラスター対策による感染拡大防止

新型コロナウイルスの特徴

多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない

その一方で、一部に特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例が存在し、

一部の地域で小規模な患者クラスター(集団)が発生



対策の重点=クラスター対策

クラスター(集団)発生の端緒を捉え、早期に対策を講ずることで、今後の感染拡大を遅らせる効果大

①患者クラスター発生の発見

医師の届出等から集団発生を早期に把握

 \downarrow

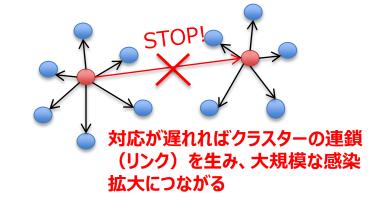
②感染源・感染経路の探索

積極的疫学調査を実施し感染源等を同定



③感染拡大防止対策の実施

濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等 関係する施設の休業やイベントの自粛等の要請等 いかに早く、①クラスター発生を発見し、 ③具体の対策に結びつけられるかが 感染拡大を抑え事態を収束させられるか、 大規模な感染拡大につながってしまうかの 分かれ目



新型コロナウイルス感染症 クラスター対策による感染拡大防止

クラスター対策の課題

地方

今後、小規模なクラスターが散発的に 発生してくる中で、発生自治体のみで の対応には限界

①専門的知見の拡充

集団発生有無の判断、疫学調査に基づく感染源の同定等には専門的知見が不可欠

②対応人員の拡充

積極的疫学調査等を短期集中的に実施するために多くの人員を投入することが必要

③地域経済へのダメージ

感染防止対策を講じることによる地域経済 へのダメージを最小限にすることが必要

連携

1治休がクラスター発生時に短

玉

対象自治体がクラスター発生時に短期集中的な対応を躊躇なく進められるよう、政府として省庁横断的な支援施策をとりまとめ、最大限支援

《厚生労働省》

クラスター対策班 (2/25設置)

感染研、東北大、北海道大学等の研究者

- ・地域に出向いて状況を把握
- ・地域でのクラスター特定と協力要請の実施協力
- ・データ集計
- ・データ分析、対応検討・評価

《関係省庁》

更に必要となる支援策

- ・研究者等の協力
- ・国職員の現地派遣
- ・対象となる事業者等への 支援策の検討
- ・テレワーク等の推進

など

今後の進め方

既にクラスターが発生している都道府県と連携し、速やかに対応に着手 課題の洗い出しを行いつつ、成果につなげ、さらに全国展開

資料2

中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症 に関する政府の取組について

令和2年2月26日国家安全保障会議決定閣 議 了 解

新型コロナウイルス感染症について、中華人民共和国以外の国等においても感染の拡大が一部でみられる現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について(令和2年2月12日閣議了解)に加え、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請目前 14 日以内に大韓 民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人に ついては、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条 第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、2月27日午前0時(日本時間)から行うものとする。ただし、同日午前0時(日本時間)より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時(日本時間)以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 3 1の変更については、別途閣議了解を行う。

以上

【参考】出入国管理及び難民認定法

第五条 <u>次の各号のいずれかに該当する外</u> 国人は、本邦に上陸することができない。

(中略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、<u>法務</u> 大臣において日本国の利益又は公安を害す <u>る行為を行うおそれがあると認めるに足り</u> る相当の理由がある者